

## 白井市住宅用防犯対策設備支援補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、白井市住宅用防犯対策設備支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、防犯対策の普及を図り、防犯意識の向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯対策設備 録画機能付きドアホン、センサーライト及び防犯カメラをいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第4項に規定する共用部分及び賃貸住宅の居住用部分以外で居住者全員又はその一部の共用に供されるべき建物の部分を除く。）をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、防犯対策設備を自ら購入し、かつ、設置した者であって、次の各号に掲げるいずれにも該当するものとする。

- (1) 防犯対策設備を購入した日において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本市の住民基本台帳に登録され、かつ、第6条第1項の規定による申請の日まで引き続き登録されている者
- (2) 第6条第1項の規定による申請の日において、本人及びその世帯員（18歳未満の者を除く）に係る市税（納期限が到来しているものに限る。）に未納がない者
- (3) この要綱に基づく補助に相当する他の制度による補助等を受けていない者
- (4) 白井市暴力団排除条例（平成24年条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

### (補助対象設備)

第4条 補助の対象となる防犯対策設備（以下「補助対象設備」という。）は、令和8年4月1日から令和13年2月末日までに購入し、かつ、設置した防犯対策設備であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象者が現に居住している住宅（市内に建設されたものに限る。）に防犯を目的として設置するもの

- (2) 設置時に新品であったもの
- (3) 防犯カメラの撮影範囲が本人以外の専用部又は共用部（公道を除く。）に及ぶ場合は、撮影範囲の所有者等の同意を得て設置しているもの
- (4) 他の法令等により国又は地方公共団体の負担による給付等を受けることができないもの  
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象設備を購入及び設置した費用（消費税及び地方消費税を含み、送料及びポイント等により支払った費用を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金の交付は、1つの住宅につき1回限りとし、1万5千円を限度とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、白井市住宅用防犯対策設備支援補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象設備を購入及び設置した日付及び金額等を確認できるもの
- (2) 補助対象設備を設置したことが確認できるもの
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 前項第1号に掲げる書類は、申請者の名義の書類とする。

（申請期間）

第7条 前条第1項の規定による申請の期間は、令和8年度においては令和8年7月1日から令和9年2月末日まで、令和9年度から令和12年度までにおいては各年度の6月1日から翌年2月末日までとする。ただし、補助対象設備を購入した日から1年を経過したときは、申請することはできない。

（交付の決定等）

第8条 市長は、第6条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定しなければならない。

2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、白井市住宅用防犯対策設備支援補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付を通知したときは、速やかに申請者に補助金を支給するものとする。

4 市長は、同条第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、白井市住宅用防犯対策設備支援補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）によ

り、申請者に通知するものとする。

(決定の取消し及び返還)

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付の決定を取り消し、既に支給した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年6月29日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際、現に補助金の交付決定を受けた者については、第8条及び第9条の規定は、なお、その効力を有する。

(表)

別記第1号様式(第6条第1項関係)

白井市住宅用防犯対策設備支援補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 白井市長

(申請者)

氏 名 \_\_\_\_\_

白井市住宅用防犯対策設備支援補助金について、白井市住宅用防犯対策設備支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、申請します。

申請者	住 所			
	電話番号		生年月日	年 月 日
同一世帯員 (十八歳未満を除く)	氏 名		生年月日	年 月 日
	氏 名		生年月日	年 月 日
	氏 名		生年月日	年 月 日
	氏 名		生年月日	年 月 日
	氏 名		生年月日	年 月 日

【申請内容】

申請設備 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 録画機能付きドアホン	_____円(税込)
	<input type="checkbox"/> センサーライト ( 台)	_____円(税込)
	<input type="checkbox"/> 防犯カメラ ( 台)	_____円(税込)
購入年月日	年 月 日	
設置年月日	年 月 日	
補助対象経費		円(税込)
交付申請額		円

【振込先(申請者名義のものに限る)】

金融機関名	金融機関コード	本・支店(所)名	支店コード
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> 貯蓄	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

(裏)

**【申請に係る誓約事項】**

白井市住宅用防犯対策設備支援補助金の申請に関し、次のとおり確認し相違ないことを誓約します。

申請設備を購入した日において住民基本台帳法の規定に基づき白井市の住民基本台帳に登録されており、引き続いて白井市に居住しています。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
申請の日において市税等を滞納している者は同一世帯内にいません。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
本補助金と同種の補助金・助成金等は受けていません。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
暴力団の構成員である者又は暴力団の構成員でなくなった日から5年以内の者は同一世帯内にいません。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>
(防犯カメラ設置の場合のみ) やむを得ず他人の住宅等（集合住宅の共用部、私道など）が撮影範囲に入る場合は、その所有者又は使用者に同意を得ています。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>

**【申請に係る同意事項】**

白井市住宅用防犯対策設備支援補助金の支給に必要な同一世帯内の居住状況及び市税納付状況について、市が保有する公簿等を市職員が確認することに次のとおり回答します。

※同意する場合は、本人確認書類の提示が必要です。

※同意しない場合は、世帯全員の居住状況及び市税納付状況の証明書類の添付が必要です。

<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
-------------------------------	--------------------------------

指令第 号  
年 月 日

白井市住宅用防犯対策設備支援補助金交付決定通知書

様

白井市長

年 月 日付で申請があった白井市住宅用防犯対策設備支援補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、白井市住宅用防犯対策設備支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

指令第 号  
年 月 日

白井市住宅用防犯対策設備支援補助金不交付決定通知書

様

白井市長

年 月 日付けで申請があった白井市住宅用防犯対策設備支援補助金について、下記のとおり不交付を決定しましたので、白井市住宅用防犯対策設備支援補助金交付要綱第8条第4項の規定により通知します。

記

1 不交付の理由